

国際金融ハブ取引に係る税制措置

	現状	改正
法人税 (運用会社に課税)	30% 役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業 とする非上場の非同族会社等について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載する等の場合には、 損金算入を認める 。
相続税 (ファンドマネージャー等の相続人に課税)	0~55% 10年超居住…全世界財産 10年以下居住…国内財産のみ	勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 国外財産を相続税の課税対象外 とする。
所得税 (ファンドマネージャー個人に課税)	0~55% ファンドマネージャーの運用成果に応じ出資持分を超えてファンドから分配される利益 → 金融所得にあたるかが不明確 。	利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税（累進税率、最高55%）の対象ではなく、「株式譲渡益等」として 分離課税（一律20%） の対象となることを 明確化 する。



(その他)

外国投資家が海外ファンド等を通じて日本のファンドに投資する場合、その海外ファンド等の持分が25%以上であっても、投資家単位で25%未満の場合等には、日本での申告を免除する。